

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2011 年 3 月に発生した東日本大震災により、被災地においては市民の生活が破壊され、多くの人々が一瞬にして生活困窮に陥ってしまう事態に至った。また、もとより我が国においては景気の低迷、就労形態の変化、社会の複雑化等のため、ホームレスをはじめとする社会的排除者や長期失業、経済的困窮、家庭内暴力などの問題を抱えた生活困窮者が大きく増加して社会問題化している。

このような現状と課題に対応する責務は、一義的には、行政、家族、社会それぞれにあると考えられるが、震災被害があまりにも甚大であったため、現行の態勢では生活に困窮した市民の生活再建支援にそれぞれの役割を果たし、きめ細かく対応することが難しい状況になっている。

加えて、現状、これらの生活困窮を解決するための制度や仕組みが社会的、行政的に縦割構造となっているため、多くの問題を複合的に抱え込んでいる生活困窮者がそのすべてに自力でアクセスし解決を図ることが困難な状況である。

これらの状況から、被災者を含む生活困窮者に個別的、継続的に寄り添い、制度横断型の生活再建支援を行う社会的機能の拡充に対応するための、市民エンパワーメントを活用した新たな社会的絆の創設が求められている。

このような社会問題に果敢に立ち向かい、市民、行政、社会資源とを相互に結び付け、生活困窮者への心かよう支援を通じて当事者自身の生活再建を実現し、ひいては我が国が一人ひとりを大事にする社会的包摂を志向する社会となることを目指す一助となるよう、このたび当法人を設立することとなった。

2 申請に至るまでの経過

当法人の設立に至るまでの間、このような現状を憂慮した有志が集まり、ボランティアとして生活困窮者の相談・支援にあたり、特に震災被災者の生活再建支援を重点的に行ってきた。

今般、その事業を人的、面的に拡張し、その裨益効果を高めるとともに、多くの市民にこの活動に参加していただくことを目的に特定非営利活動法人設立の申請に至ったものである。

2011 年 5 月 14 日

特定非営利活動法人くらしのサポーターズ
宮古市山口四丁目 5 番 21 号
設立代表者氏名 浪 岡 美 紀 印
(A4)